

平成25年度 第3回高知県人権尊重の社会づくり協議会

議 事 録

日時：平成26年1月29日（水）14時00分から15時40分

場所：オリエンホテル高知 2階「松竹の間」

平成 25 年度 第3回 高知県人権尊重の社会づくり協議会 議事録(概要)

1 開催日時 平成 26 年 1 月 29 日 (水) 14 時 00 分から 15 時 40 分

2 開催場所 オリエンツホテル高知 2 階「松竹の間」

3 参加者 (関係行政機関の職員)

桑原 光照 高知労働局雇用均等室長
(学識経験者)

五百蔵 誠一委員	稲田 知江子委員 (副会長)
上田 真弓委員	Eva Garcia del Saz 委員
加藤 秋美委員	上岡 義隆委員 (会長)
近藤 御風委員	杉本 麗子委員
高橋 淳一委員	半田 久米夫委員
南 裕子委員	森信 繁委員

(高知県)

岡崎 順子 文化生活部長	武政 龍司 文化生活部副部長
永吉 郁夫 人権課長	山脇聡美 健康対策課長補佐
山地 和 域福祉政策課長	井上 達男 高齢者福祉課長
北添 和幸 障害保健福祉課長	森 克仁 児童家庭課長
有澤 功 国際交流課長	武田 良二 県民生活・男女共同参画課長
近澤 顕義 雇用労働政策課長	赤間 圭祐 人権教育課長
福田 俊樹 (公財)高知県人権啓発センター事務局長	

4 議題 (1) 会長・副会長の選任
(2) 議事録署名人の選任
(3) パブリックコメントに寄せられた意見への対応について
(4) 「高知県人権施策基本方針―第 1 次改定版―」(最終案) について
(5) 今後の人権施策の推進について
(6) その他

5 内容

(司会) ただ今より「平成 25 年度第 3 回高知県人権尊重の社会づくり協議会」を開催させていただきます。

(部長) 挨拶。

(司会) 人権尊重の社会づくり条例施行規則第 6 条第 3 項では、「委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。」となっております。
本日は、委員 18 名中、13 名の委員にご出席をいただいておりますので、本日の会議は成立していることを、まず、ご報告申し上げます。

議事 1 会長・副会長の選任

(司会) それでは、「議事 1 会長・副会長の選任」でございます。
高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則第 5 条第 1 項では、「協議会に会長及

び副会長を置き、それぞれ委員の互選によって定める。」となっております。

いかがいたしましょうか。立候補やご推薦がございましたら、ご発言をお願いいたします。

(委員) 会長に上岡委員、副会長に稲田委員。前回に引き続きご苦勞ですが、お願いできたらと思います。

(司会) 会長に上岡委員、副会長に稲田委員のご推薦がございましたが、皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(司会) 会長に上岡委員、副会長に稲田委員が選任されましたので、上岡会長と稲田副会長は、それぞれ、会長席、副会長席の方へ移動をお願いいたします。

(司会) 高知県人権尊重の社会づくり条例施行規則第6条第2項で、「会議の議長は、会長が当たる」と規定されております。従いまして、ここからの議事進行は上岡会長にお願いしたいと存じます。

議事2 議事録署名人の選任

(会長) それでは、「議事録署名人の選任」をしたいと思います。
慣例によりまして、私の方から、指名させていただくということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(会長) それでは、南委員、近藤委員、よろしく願いをいたします。

議事3 パブリックコメントに寄せられた意見への対応について

(人権課長) 「資料1」について説明。

(委員) 私が意見を述べたところは、検討いただき加筆修正されていますので、全く異議がございません。

(副会長) パブリックコメントの団体からの意見に関連して、私はこの委員会のなかで、個々の人権課題として挙がっているものは、あくまで例示であって、人権とはこういうものだということから出発すべきではないか、ということを申し上げまして、それで基本方針の基本理念のところ、人権とはこういうものですよということを入れていただきました。

よって、あくまでも基本方針のなかの身近な人権課題ごとの推進方針というのは、例示であって、基本的には基本方針の考え方の基本理念のところ、主張されていることは記されていると思います。

議事4 「高知県人権施策基本方針―第1次改定版―」（最終案）について

- (人権課長) 「資料2」、「資料3」、「資料5」、「資料6」について説明。
次に、基本方針（最終案）の90ページ以降の「その他」及び「参考資料」について説明。
- (委員) これで結構ですが、気になることが2点あります。
まず、全項目にわたって企業・県民に期待する取組となっていますが、もう少し強い表現がないのかなという気がしています。
もう1点は、「取組」という表現、書き方ですが、「取り組み」がよいのではないか。県庁では「取り組む」等の動詞の場合は送り仮名を入れ、ほかの場合は「取組」ということを聞いていますので、訂正ということではございませんが、意見です。
- (人権課長) 「期待する」という点につきましては、来年度以降、人権施策を実施していくうえで、ご意見の趣旨を踏まえ、積極的に取り組んでまいります。
- (委員) 全体的にきめ細やかに詰めてこられているというふうに思います。
これは高知県だけの課題ではないのですが、県庁自体はどうなるんだろうと感じております。
これは、どこの県でもどこの市でも、こういうことを書く時にあまり含まれていないので、別にここに書き込んでほしいということでは決していないのですが、ぜひ一つの組織として取り組んで範を示していただきたいと思っています。
- (部長) 全くおっしゃるとおりだと思います。
やはり県として、人権というのは非常に重要であるという認識のもと、全ての施策、県の行動は進めていかなければならないということは、おっしゃるとおりでございますので、今のご意見をしっかりと受け止めて進めていきたいと思いません。
- (副会長) 人権という意味では、侵害を予防するという側面と、それから実際、人権侵害が起きてしまった場合にどのように対処していくかという側面があると思います。
この人権施策の基本方針を見ていると、やはり教育と啓発というところが非常に大事だということで、人権侵害を根絶するために力を入れていくべきだという側面が、やはり強いものになっていると思います。
ただし、弁護士という立場でこれを見ますと、例えば女性、子ども、高齢者の問題。特に、実際侵害が起きてしまっている場面に、私たちがそれをいかに救うかという面で関わるのが非常に多いわけです。
施策を見ていると、所々には例えば、侵害が起きてしまった場合にはどうするかということが書かれているわけですが、基本はやはり教育・啓発だということ、ただ人権侵害が、起きた場合にどうするんだということの位置付けというのがよく分からないかな、ということを感じますので、今後の施策の展開では活かしていただき、今後の改定の際には、ご検討いただければいいなと思っております。
また、最後の「人権に関する相談窓口」の所で「子どもの権利110番」というダイヤルも弁護士会の方で設置していますので、それを載せていただくか、ご検討いただきたいと思います。

- (人権課長) 弁護士会や副会長ともご相談させていただき、盛り込むようにいたします。
- (会長) いろいろご意見をいただきましたが、ほかに、よろしいでしょうか。
それでは、ご意見も出尽くしたようですので、この事務局案を了承したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」 の声あり)

- (会長) ありがとうございました。
それでは、議事4「高知県人権施策基本方針―第1次改定版―」の最終案について、本協議会として、事務局案どおり「了承」することに決定をいたしました。
なお、今後、多少の変更するべき事態がありましたら、「会長一任」ということで処理をさせていただきたいと思います。相当議論をいたしておりますので、そういう事態はおよそないとは思いますが、なお事務的にそういうことがありましたら、そういう処理をさせていただきたいと思います。

議事5 今後の人権施策の推進について

- (人権課長) 議事の5「今後の人権施策の推進」につきましては、特に事務局の方で説明ということは、準備はしておりません。
この基本方針を策定しました来年度以降の取組ということで、何か委員の方でお気付き、ご意見等ございましたら、この場でいろいろお聞かせいただきたいと考えております。よろしくお願いたします。
- (会長) それでは、事業推進上の注意点などについて、ご発言をお願いいたします。
- (委員) この基本方針を県民に広めていくにあたり、高齢者、中学生、小学生まで行きわたらせるために基本方針の内容についてのパンフレットとか分かりやすいものや、あるいは一つの人権事例を取り上げて、この問題についてはこういうことがあって、こういうふうな対策がありますというようなパンフレットを作るという予算取りや計画はありますか。
- (人権課長) 来年度になりますが、これ自体の印刷製本、それと概要版を考えています。
- (委員) その時に、やはり子ども、小さい時からの教育というのは非常に大事だと思えますので、大人向きももちろんですけども、小さい人向けのパンフレットができればというふうに思いますので、またよろしくお願いたします。
- (委員) 研修について、県の職員、教職員、会社等の新人教育や管理者研修においては、やはりプログラムのなかへ入れて人権に関する研修を行う必要があるのではないかと考えています。
また、社会教育では女性学級や老人学級。学校では、保護者への教育も同様です。
何か問題があった時は研修会を実施するが、普段はやらない。しかし、人権問題の解決については、継続しないとしますので、研修会の実施について、ぜひ考えてほしいと思います。
「1人の100歩よりも100人の1歩」という言葉がありますが、1人がいくら

人権感覚を磨いても、他の人がなければ意味がない。それよりも1歩でいいから全員が1歩を進むことによって実現するというように、人権問題についても、そのような原点にもう一回返って、プログラムをたてていただけたらと思います。

(部長) ここで全てについてのお答えはできませんが、「企業に研修を」と強制することはなかなか難しいのかなという気がします。

ただし人権というのは、それは企業であってもどこであっても、本当に基本的な大事なことであるということを発信するなかで、啓発をしていただけないかというお話はできるかと思います。

県のほうでも、セクハラとパワーハラスメントの研修等をやっていますので、企業に対しても人権は大事だということを発信することで、研修の実施に繋がっていきたいと考えています。

(委員) 推進についてですが、先ほど●●委員が言われたとおり、早期からの教育が必要であり、学校教育のレベルでそういうことをやっていくことが必要だと思います。

(委員) 大学では、人権全般に関する研修会を必ずやらなければいけないということになっており、基本的にハラスメント関係のセクハラ、パワハラ、アカデミックハラスメント等の研修を教職員では行っています。

学生に対してもそういう研修を必ず行うように努力はしますが、だからといって、みんなが必須で来ているわけではないので、教職員に関してはかなりプレッシャーをかけて、必ず出席するように、お互いの権利を守り合える組織につくっていきましょうということを行っています。

1点、気になったデータがあります。これは、県民意識のことについてですが、150 ページの前にも日本の基本的人権に対して、「基本的人権が尊重されている社会だと思うか」と。148 ページの所から始まりますが、そう思う人が非常に少なく、一概には言えない・そう思わない人のパーセントが非常に高いところです。県民自身が、基本的人権が守られている社会ではないのではないかという思いが強いのだというように思います。

また、150 ページの人権が侵害されたと思った内容で、「それはどんな時に人権が侵害されたと思いましたか」という質問に対して、ダントツに多いのが、「あらぬ噂、他人からの悪口、かげ口」というものです。

パワハラとかセクハラとかいう具体的な事例にならない、前の段階である、ここからまず始まっているのです。気が付いた人がどう対応したらいいか、自分が自分を守るためにどうしたらいいのかということが重要です。これに適切に対応できる教育も、ぜひ今後の人権研修のなかに実施していただきたいと思います。

(部長) 人権というような、そういう大きなことになる前に、自分も大事にして相手も大事にしようという、そういう素朴な感覚だよというところから、やはり小さい時から教育をしていくということが大事だというように受け止めております。県教育委員会の方にもお話を伝え、考えていきたいと思っています。

(委員) 例えばH I V、エイズに関しては、患者が段々高齢化してきており、医療よりも福祉施設へ行くようなことがこれから出てきます。

今後は、こうした福祉施設にも、こういった問題について見識を持っていただき、介護していただくことが必要だと思います。

- (副会長) 県の取組について、やはり分かりやすい目玉的なものがある方が、県民にアピール力があるのではないかなと思います。
このたくさんの方の施策のなかで重点課題を一つ置いて、県民に対してアピールしていくことによって、意識の改革に繋がっていくという面もあると思いますので、ご検討ください。
- (人権課長) 県民へのアピールということではないかもしれませんが、後ろにあります取組の計画や前半の個別の課題の所では、達成目標を掲げています。
こういったところを、できるだけ積極的に県民にお示しをし、説明もして、身近なものにしていただければと考えています。
- (委員) 一番住民に近いという点では、本当に取り組むべきは市町村になると思います。
しかし、市町村によっては非常に希薄な所があるのも現状です。こうした面から、県と市町村の連携はどうなっているのか教えてほしい。
- (人権課長) 実際のところ、人権の分野では、県は市町村に対して指導する権限はございません。いろんな事業を行う場合は、お願いというような形で連携・協力、といった形での取組を行っています。
また、市町村の取組に温度差があるということは、実態としてあります。そういったことで、課題があるという認識のもと、市町村を回らせていただき、お願い、協力要請、そういった形で取り組んでまいります。
- (委員) 基本方針を実行していく意味でも、「こんな事業をやるからやってみないか」というものを提示しながら補助金を付けるなどして工夫していくことも検討して見る必要があるのではないかと。
- (人権課長) 地方分権一括法施行以降、以来、県と市町村は対等の関係になっておりますので、制度としての指導はもうできません。
お金の面でいいますと、啓発の委託費ということで県から、これは国の委託の再委託という形になっていますが、啓発の委託ということで市町村との繋がりがありますので、そういった啓発事業を進めるなかでいろいろ話し合い、お願い、そういったことも進めていきたいというふうに考えています。
- (委員) 高知県人権尊重の社会づくり条例では「市町村が県の実施する施策に協力する」と記されているので、お願いではなく、市町村に協力してもらって体制を作ってくださいとか、協力できるような施策を実施するようにしてくださいとかいうことをきちんと、条例に基づいて行っていかなくてはならない。
それから、●●委員から企業の人権問題に対する研修の話が出たので、県内の一団体として返答すれば、毎年新入社員が入社するある程度の規模の企業は、企業独自で新入社員研修を実施していると推察される。こういったところへは、独自に人権啓発センターや県からお願いをして、人権問題に対する研修も実施してもらえばよい。
県商工会議所連合会では、中小、小規模企業を対象に10年間のスパンのなかで、新入社員研修、フォローアップ研修、それからミドル研修、リーダー研修と、入ってから10年間くらいの間での研修を実施している。
しかし、企業アンケートをとったら、新入社員研修ではどのような内容を教えてほしいかというなかで、人権問題を教えてくれというのはない。こうした現状のなか、研修のなかで時間が取れるか、取れないかということも検討しなければ

ならないが、新たな基本方針ができるので、前向きに検討したいと思っている。

(委員) 私はある県の、県のこの委員会と市の委員会にいたんですが、同じようなものが、それぞれの地方団体でつくられていて、協力し合うというのはどういう意味だろうって疑問に思っていました。

結果的に県は非常に高位なので、県がやれることと、それから市町村でやれることではかなり違いがあります。高知県の場合、どれくらいの市町村が独自のものを持っているのか。また、持っていないとしたら、県との協力体制のなかで、できるようにしていくのではないかと思います。

(人権課長) 平成25年4月1日現在では、市町村の計画は、9市町村で策定しています。

(委員) その市町村が立てた似たようなものと、県の基本方針との連携というのはどうなのでしょう。また、立ててない市町村と県、ぜひこの市町村と協力体制がとれるようになればよいのではないかと思います。

(人権課長) 市町村との会を行う際には、市町村の方でも人権に関する計画づくりをお願いしていますが、なかなか進んでない実態もあります。

実際の計画の中身については、市町村によっては、県の計画を参考にしたり、ほかの市町村を参考にしたり、その辺は様々ですし、また今はインターネット等で全国の計画、それから国の計画もすぐ手に入りますので、そういったものを参考にいろいろ計画づくりに取り組んでいると思います。

計画づくりのそういった状況のなかで、県と市町村の連携というのは、実際にはあまり、そういった協力要請、それから詳しい中身について説明してもらえないかというような、そういった話は来ておりません。

(部長) 9市町村ということで、まだ策定していない市町村については、やはり県として強制ではないですけど、一緒にやっていきましょう、あるいはこういうふうなというようなことで、こちらからアプローチをするということは必要だと思っています。

(会長) 市長会と町村会を代表されて参加されている委員もいますので、そういう組織から何かアプローチというか、協力依頼する方法もあるかもしれません。

(委員) いまだになかなか出てこない問題の一つとして、同性愛者の対応があります。この問題について、もう少し議論を重ねて、そういう問題の取り扱いを考えていかなければいけないかなと思っています。

(人権課長) 今のお話については、86ページにおいて、その他の人権課題のなかの(4)、性的指向という項目を起こしております。その中の1行目の所に、「人の性愛の対象は様々で、異性愛の人、同性愛の人、云々」というふうな記載をしています。

(委員) パンフレットであるとか、そういうところにも盛り込む所があれば、また、分かりやすく表示していただければと思います。

議事6 その他

(人権課長) 今後の改定スケジュールについて説明。
また、基本方針の改定に伴い、3つの人権課題が追加となるため、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、災害と人権についても、専門的知識を有する有識者からのご意見をいただく必要があり、現在、検討を進めていることを説明。

(委員) この会の議事録について、要点議事録にしてほしいと思います。
もう一つは、次回までにぜひ市町村の体制について調査し、報告していただきたいと思います。

(会長) 今、●●委員から提案がありましたように、簡易な議事録ということに今回の記録からすることにしてはどうかと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」 の声あり)

(人権課長) それでは、今日の協議会の議事録から簡易な形ということで作成いたします。
それから、もう一点の市町村の人権に関する体制の状況については、実情を調べたうえで、次回の協議会でご報告させていただきます。

(会長) 3回の会議を経まして、立派な基本方針ができたと思います。各推進方針の実施にあたって、今日、先ほどまでたくさんのご意見が出ましたので、執行部では今出ました意見を参考にして、運用、推進していただきたいと思います。

特に今回の基本方針の特徴は、やはり目標を掲げたことだと思いますので、その目標を毎年チェックしていくということになると思います。

当協議会にも報告をいただくことになると思いますし、今、●●委員が言われた諸課題についても、できるだけ報告をいただいて、次の年度にさらに推進ができていくようにしたいと思います。

今日は本当に議事にご協力いただきまして、ありがとうございました。

(司会) 委員の皆さま、大変ありがとうございました。

(部長) お礼の挨拶。

(全員) ありがとうございました。

(司会) 以上をもちまして、本日の会議は全て終了いたします。